

千葉県教育委員会教育長 様
 (千葉県立 高等学校長)

千葉県公立高等学校等専攻科の生徒への奨学のための給付金 給付申請書

申請する際は、下記の事項について必ず確認し、□に印を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合には、千葉県教育委員会教育長又は校長の求めに従い、その全額を即時返還します。
- この申請の対象となる生徒について、千葉県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請を行っていません。
- この申請の対象となる生徒は、児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。
- この申請書及び添付書類の内容について、千葉県教育委員会教育長又は校長が市町村等の関係機関に対し、照会を行うことに異存ありません。
- 奨学のための給付金の事務手続きを処理するのを目的として、千葉県教育委員会教育長がマイナンバーにより地方税関係情報を取得することに異存ありません。
- 奨学のための給付金支給に必要な事務手続きを学校設置者に委任することを了承します。

千葉県公立高等学校等奨学のための給付金事業実施要綱第2条に規定する給付の対象者に該当するので、同要綱第5条の規定により下記のとおり申請します。

以下の空欄に、保護者等が記入してください。

※印のところは、該当のものを○で囲んでください。

申請者 (保護者等) 住所	〒 TEL	(番地・アパート名も記入)	ふりがな
			申請者 (保護者等) 氏名

【1】対象となる生徒について

ふりがな		生年月日	年 月 日			
氏名		学年	年			
在 学 校	学校の名称					
	区分	※ 国立 ・ 都道府県立 ・ 市立 (専攻科)				
過去の高等学校等専攻科 における在学期間	学校名・課程	在学期間	在学中の給付金受給回数			
	立 学校	年 年 月～月	なし	1回	2回	不明
	立 学校	年 年 月～月	なし	1回	2回	不明

【学校使用欄】 (申請者は記入しないでください)

学校受印

(又は学校受付日：令和 年 月 日)

- 生徒が「専攻科支援金」の受給要件を満たしているか
- 認定基準日時点で、生徒が在籍し、修学しているか
- 生徒が児童福祉法における児童入所施設措置費等の見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く）の給付対象となっていないか
- 早期給付申請の有無を確認したか

生徒コード ()

【2】世帯の収入の状況について、該当する□にレ点を付けてください。

次の者の個人番号カードの写し等又は課税証明書等及び【留意事項】6に該当する場合、扶養親族申告書を提出します。

	個人番号カードの写し等又は課税証明書等	
ア	<input type="checkbox"/>	父母2名分
イ	<input type="checkbox"/>	<p>父母1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未婚、離婚、死別等により父母が1名の場合 ・父母が2名存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の個人番号カードを提出できない場合 ・(専攻科のみ) 満18歳となる日の前日において里親等に委託されていた場合、児童養護施設等に入所していた場合、そなほか社会的養護が必要と認められる場合は又はエのいずれかの□にレ印を付けてください。
ウ	<input type="checkbox"/>	<p>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）()名分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母が存在しない場合、主たる生計維持者が存在する場合等 <p>※高校生等と主たる生計維持者は健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。</p>
エ	<input type="checkbox"/>	<p>生徒本人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・父母又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合 等

個人番号カードの写し等・証明書等を添付する者の氏名、生年月日、生徒との続柄を記入してください。

(ふりがな)							(ふりがな)																
氏名							氏名																
生徒との続柄	父	・	母	・	(その他)	生年月日	年	月	日	生徒との続柄	父	・	母	・	(その他)	生年月日	年	月	日

【留意事項】

- 都道府県が最新の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額を個人番号を利用して確認します。
「個人番号」とは行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第7項に規定する個人番号カードです。
- 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、本給付金の受給資格はありません。
- 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。
- 生活保護受給世帯への給付金について福祉事務所において就学のために必要な額については、生活保護における収入認定から除外することとなっています。そのため、本給付金は生活保護における生業扶助（高等学校等就学費）で給付される経費と重複しないよう、担当ケースワーカー等と相談の上、授業料以外の教育に必要な経費（修学旅行積立金等）として計画的に活用してください。
- (専攻科の場合) 生計維持者全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合計が105,500円以上264,500円未満かつ扶養する子が3人以上に該当する場合は生計維持者全員の市町村民税上の扶養親族を記載した扶養親族申告書を個人番号カードの写し等とともに添付してください。